

花壇の維持管理に関する協定書

守口市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間にみどりの環境をつくる条例第5条の趣旨に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、守口市の緑の確保と保全及び緑・花意識の啓発を図るため「
」内花壇の使用にかかる維持管理の内容及び方法を定める。

（語らい花壇）

第2条 乙は花壇を「
」として維持管理する。

（維持管理の内容及び管理方法）

第3条 花壇への植栽は草花に限定し、乙が責任を持って補植等を行う。

また、活動場所については適宜清潔を保ち、柵などの構造物などを設置しないこと。

（有効期間）

第4条 維持管理の期間は、協定締結の日からその年度末とする。ただし、期間満了後取消しの申し出がない場合は、継続するものとする。

（代表者の交代）

第5条 乙の代表者が交代したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

（疑義）

第6条 その他必要な事項または疑義が生じた場合は、その都度甲、乙協議するものとする。

（連絡先）

第7条 第5条及び前条の場合の連絡先は、守口市役所都市整備部道路公園課とする。

この協定を証するため本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通保有する。

令和 年 月 日

甲 守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市長 瀬野 憲一 ⑩

乙

会の名称

代表者名 ⑩